

# 自動車保管場所証明書の有効期間延長について

台風19号による災害の発生に伴い、国土交通省から  
 「特定被災地域における一部の自動車保管場所証明書について  
 有効期間を延長する。」  
 との連絡がありました。  
 対象となる保管場所証明書や有効期間については、下記のとおりです。

## ① 特定被災地域とは

その証明書  
 まだ有効  
 ではありませんか？



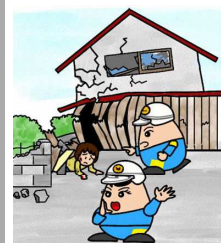
令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用  
 地域(令和元年10月19日現在)

※県内では北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く55市町村です。

## ② 対象となる保管場所証明書とその有効期間

特定被災地域内に

- 住所を有する自動車の所有者若しくは使用者
- 使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者  
 が
- 令和元年8月31日から令和元年10月10日までの間  
 に証明を受けた自動車保管場所証明書は
- 令和2年3月31日まで有効  
 となります。



## ③ 対象となる保管場所証明書をお持ちの方

- 上記②の証明書をお持ちの方は、令和2年3月31日まで自動車の登録に使用  
 できますので、再申請をすることなく、運輸支局へお問い合わせ下さい。
- また、上記②の対象となる自動車保管場所証明の申請を行っていたものの、  
 災害発生等の理由から未受領となっている方は、申請警察署において受領をお  
 願いします。

### ※保管場所証明書の有効期間とは

通常、保管場所証明書の有効期間については  
 証明後「概ね1ヶ月間」  
 とされており、その期間を過ぎた証明書は自動車登録時に使用出来ませんでした。  
 しかし、上記②の証明書については、令和2年3月31日まで有効(登録時に使用  
 できる)となりました。